

公 示

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

「技術援助“通信電子器材等”」に係る契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

別表のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の「D」等級以上に格付された者

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう）

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(7) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能なものであること。

3 応募方法等

(1) 応募する者の条件

別紙第1に示す作業内容について効率的かつ効果的に実施できること。

(2) 応募に関する手続等

応募する者は、別紙第2の「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の事項を証明する書類を添え、期日までに1部持参又は郵送すること。

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）

イ 過去5年間の受注実績一覧表

ウ 必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）

エ 本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）

オ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

(3) 受付期間

令和8年9月15日(火)～令和8年9月25日(金) 12時まで

また、持参する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日をいう。)を除く。

(4) 受付時間

午前8時30分から午後17時15分まで、ただし、正午から午後1時までの間は除く。

(5) 提出先

〒162-8802

東京都新宿区市谷本村町5-1

陸上自衛隊中央会計隊契約科(E-1棟6階) 担当 森

電話03-3268-3111(内線47518)

4 提出資料の審査等

(1) 応募する者は、前項第2号で求められた申請書の添付書類以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 前項1号の応募する者の条件に関する書類

イ その他必要書類

(2) 申請書及び提出資料の提出者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。

(3) 提出資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申立て

(1) 審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限

審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

イ 提出場所

第3項第5号に同じ

ウ その他

書面は持参又は郵送(期限必着)するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申立て

(1) 疑義の申立てに対して書面による回答を受理してから3日以内(休日を除く。)に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 資料の提出に当たっての留意事項

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び第4項第1号から同項第3号に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、中央会計隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

(2) 提出資料の作成、提出、説明、第4項第3号の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。

(3) 提出資料は、原則として返却しない。

(4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。

(5) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

(1) 指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1 者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。

(2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

(3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求をおこなわなければならない。

10 その他

不明事項等の問い合わせ先

陸上自衛隊中央会計隊契約科第3契約班 森

TEL: 03-3268-3111 (内線47518)

FAX: 03-5269-5135

E-mail: rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書(別紙第1)の内容に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部防衛課研究室研究班 朝鶴(内線40574)

公募品目表

No.	調達予定品目	製造元	仕様書番号	調達 予定 時期	備考
1	技術援助“通信電子器材等” (その1)	富士通(株)	HS-C501487N	8.9	6L6B1A30008
2	技術援助“通信電子器材等” (その2)	(株)光電製作所	HS-C501487N	8.9	6L6B1A30009

調達要求番号：6L6B1A30008

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
技術援助“通信電子器材等”（その1）	HS-C501487N		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和8年9月11日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊等で使用する通信電子器材などの技術援助（以下、“この役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- HS-X192742 師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修
- GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
- GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

1.3.2 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。また、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) この役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のため

の措置の細部事項について（通知）”によって、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等などが行われるリスクへの対策などを行う。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 技術援助対象装備品等名・実施場所・日程・人員数・作業内容

技術援助対象装備品等名、実施場所、日程、人員数及び作業内容は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 技術援助の内容

技術援助の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 装備品等の操作、点検、計測、試験及び故障探求
- b) その他、技術的事項に関する指導など

2.4 技術援助員の資格

技術援助員（以下、“技術員”という。）の資格は、2.3に示す技術援助を実施するのに十分な能力があると認められた者とする。

2.5 技術員の勤務時間

技術員の勤務時間は、1日当たり7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要があるときは、検査官等の指示によって勤務する。

2.6 使用計測器など

2.3で使用する計測器などは、官側が保有するものを使用し、契約の相手方において準備する必要のある計測器などは、調達要領指定書によって指定する。

なお、細部は、官側との調整による。

2.7 副資材など

技術援助に必要な副資材などについては、契約の相手方が準備し、検査官等の確認を受ける。

なお、細部は、官側との調整による。

2.8 提出を求める技術資料

- a) 過去5年間の受注実績一覧表
- b) 設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、2.6及び2.7について計測器・部品等使用明細書（様式任意）を作成し、契約担当官等に1部提出する。

なお、実施結果報告書などの提出を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、無償貸付の時期及び場所は、官側の指示による。

4.3 秘密保全

秘密保全是、GLT-CG-Z500002の6.1、6.2及び6.4による。

4.4 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な態勢にある。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることが可能である。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用する。

- a) 試験など契約の相手方自身で行うことが不可能であり、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他、契約履行に必要な事項

4.6 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号				
	調 達 要 求 番 号	6 L 6 B 1 A 3 0 0 0 8			
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年9月14日			
	作 成 部 課	陸上幕僚監部防衛部			
	作 成 年 月 日	令和8年9月11日			
品 名	技術援助“通信電子器材等”（その1）				
仕様書番号	HS-C501487N				
指 定 事 項 :					
2.1 一般的要求事項					
a) 適用する。					
b) 適用する。					
2.2 役務支援対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容					
役務支援対象装備品等名, 実施場所, 期間, 人員を表1に示す。					
表1—役務支援対象装備品等名・実施場所・期間・人員					
役務支援対象 装備品等名	模擬平導院（富士通製）				
実施場所	健軍駐屯地				
期 間	10月の内10日間（作業時間上限：144時間）（移動含まず）				
人 員	技術者4名				
2.3 技術援助の内容					
作業内容は表2に示す。					
表2—作業内容					
番号	作 業 名	数量	内 容		
1	事前準備	1式	官の指示に従い、検証作業を実施するために必要となる模擬平導院の構築および官側の指定する接続先システムとのネットワーク設定作業を実施する。この際、必要に応じ事前検証を実施する。		
2	検証の実施		官の指示に従い、模擬平導院と官側の指定する接続先システムとの接続検証を補佐する。		
4.1 提出書類					
提出書類は、下表によるものとし陸幕研究室の確認を受けた後、提出する。					
なお、電子記憶媒体の種類及び記憶方法については、官側との調整によるものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。					
番号	書類名	部数	提出先	提出形式	提出時期
1	役務実施計画書	1式	陸幕研究室	電子記憶媒体	インストール役務作業開始前まで
2	作業結果報告書	1式	陸幕研究室	電子記憶媒体	作業終了後速やかに

4.2 無償貸付品

番号	品名	数量	貸付期間 及び場所
1	現有指揮統制システム及びネットワーク装備の標準化改修に係る概要設計書	申請 による。	官側との 調整による。
2	陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計書		
3	陸自ネットワーク及び陸自SNMS概要設計		
4	陸自指揮システム 指揮統制サービスソフトウェアシステム設計書		
5	陸自指揮システム 指揮統制サービスソフトウェアサービス設計書		
6	陸自指揮システム システム管理手順書		
7	陸自指揮システム 指揮統制サービスソフトウェア		
8	陸自指揮システム業務サービス用ソフトウェア		
9	陸自指揮システムアプリケーション基盤用ソフトウェア		
10	陸自クローズ系システム 標準API定義書		
11	火力戦闘指揮統制システム 設計計算書		
12	火力戦闘指揮統制システム 基本設計書		
13	火力戦闘指揮統制システム ソフトウェア		
14	対空戦闘指揮統制システム 設計計算書		
15	対空戦闘指揮統制システム 基本設計書		
16	対空戦闘指揮統制システム プログラム設計書		
17	対空戦闘指揮統制システム ソースプログラム		
18	対空戦闘指揮統制システム ロードモジュール		
19	対空戦闘指揮統制システム用ソフトウェア（平成29年度改修）		
20	対空戦闘指揮統制システム プログラム設計書		
20.1	対空戦闘指揮統制システム ソースプログラム		
20.2	対空戦闘指揮統制システム ロードモジュール		
20.3	師団等指揮システム（検証用） システム詳細設計書（その1）		
21	師団等指揮システム（検証用） システム詳細設計書（その2）		
22	師団等指揮システム（検証用） システム詳細設計書（その3）		
23	師団等指揮システム（検証用） システム詳細設計書（その4）		
24	師団等指揮システム（検証用） 標準化基準書		
25	HS-X192742 師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修 別冊（注意）		
26	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア		
26.1	共通サービスソフトウェア		
26.2	基盤サービスソフトウェア		
27	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修検証用ソフトウェア（改修その1）		
27.1	共通サービスソフトウェア		
27.2	基盤サービスソフトウェア		
28	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その2）検証用ソフトウェア（改修その2）		
28.1	共通サービスソフトウェア		
28.1	基盤サービスソフトウェア		

番号	品名	数量	貸付期間 及び場所
29	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修検証用ソフトウェア（改修その3）	申請 による。	官側との 調整による。
29.1	共通サービスソフトウェア		
29.2	基盤サービスソフトウェア		
30	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修検証用ソフトウェア（改修その4）		
30.1	共通サービスソフトウェア		
30.2	基盤サービスソフトウェア		

4.5 その他の必要事項

- a) 本役務に必要な器材、消耗品（燃料含む）及び工具等は契約相手方が準備する。
- b) その他必要な物品について、師団等指揮システム（検証用）検証機（サーバー×1、端末×3）、LANケーブル100m×8、増幅器×3、増幅器用延長電源コード20m×3を準備する。
- c) 現地における役務作業時間は、監督官との調整による。

調達要求番号：6L6B1A30009

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
技術援助“通信電子器材等” (その2)	HS-C501487N		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和8年 9月11日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部防衛課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊等で使用する通信電子器材などの技術援助（以下，“この役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GS-C646699 陸上自衛隊海上監視レーダ装置（JTPS-P4）仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

1.3.2 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。また、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) この役務は，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のため

の措置の細部事項について（通知）”によって、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込み等が行われるリスクへの対策などを行う。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 技術援助対象装備品等名・実施場所・日程・人員数・作業内容

技術援助対象装備品等名、実施場所、日程、人員数及び作業内容は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 技術援助の内容

技術援助の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 装備品等の操作、点検、計測、試験及び故障探求
b) その他、技術的事項に関する指導など

2.4 技術援助員の資格

技術援助員（以下、“技術員”という。）の資格は、2.3に示す技術援助を実施するのに十分な能力があると認められた者とする。

2.5 技術員の勤務時間

技術員の勤務時間は、1日当たり7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要があるときは、検査官等の指示によって勤務する。

2.6 使用計測器など

2.3で使用する計測器などは、官側が保有するものを使用し、契約の相手方において準備する必要のある計測器などは、調達要領指定書によって指定する。

なお、細部は、官側との調整による。

2.7 副資材など

技術援助に必要な副資材などについては、契約の相手方が準備し、検査官等の確認を受ける。

なお、細部は、官側との調整による。

2.8 提出を求める技術資料

- a) 過去5年間の受注実績一覧表
b) 設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、2.6及び2.7について計測器・部品等使用明細書（様式任意）を作成し、契約担当官等に1部提出する。

なお、成果報告書などの提出を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、無償貸付の時期及び場所は、官側の指示による。

4.3 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1, 6.2及び6.4による。

4.4 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な態勢にある。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることが可能である。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用する。

- a) 試験など契約の相手方自身で行うことが不可能であり、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他、契約履行に必要な事項

4.6 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号	6 L 6 B 1 A 3 0 0 0 9		
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年9月14日		
	作 成 部 課	陸上幕僚監部防衛部防衛課		
	作 成 年 月 日	令和8年9月11日		
品 名	技術援助“通信電子器材等”（その2）			
仕様書番号	HS-C501487N			
指 定 事 項：				
2.1 一般的要求事項				
a) 適用する。				
b) 適用する。				
2.2 技術援助役務対象の器材等名・実施場所・日程・人員・作業内容				
役務対象器材等名・実施場所・期間・人員は表1に示す。				
表1-役務対象の器材等名・実施場所・期間・人員				
役務支援対象 装備品等名	海上監視レーダ JTPS-4（光電製作所製）			
実施場所	種子島			
期 間	10月中の内7～9日間（移動含む）作業時間の上限：108時間			
人 員	技術者4～6名			
2.3 技術援助役務の内容				
作業内容は表2に示す。				
表2-作業内容				
番号	作 業 名	数量	内 容	
1	事前準備	1式	官の指示に従い、検証作業を実施するために必要となるマリンレーダのシステム構築の補佐	
2	検証の実施		官の指示に従い、模擬平等院と官側の指定する接続先システムとの接続検証を補佐	
本技術援助役務で実施する項目は、隊員による海上監視レーダ（JTPS-4）と米海兵隊レーダの接続試験実施に必要な操作支援、システム設定の変更実施（海上監視レーダJTPS-4側での設定変更が行える場合のみ、本記載を維持。本体側で設定不可能な場合は削除）、トラブルシューティングの実施のほか、その他技術的事項に関する指導等とする。 本技術支援役務を行う上で不明な事項が生じた場合は、その都度、海上監視レーダJTPS-4に関係する事業者や官側と調整を行うものとし、細部は、陸上幕僚監部（以下、“陸幕”という。）との調整による。				

4.1 提出書類

契約の相手方は、下表に示す提出書類を陸幕防衛課の確認を受けた後、陸幕防衛課に提出するものとする。なお、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整によるものとし、当該電子記憶媒体は提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

名称	数量	提出時期	提出先	備考
成果報告書	2部	検査実施後	陸幕（防衛課）	実施日程の間に解消できなかったトラブルが生じた場合のみ作成するものとし、その概要と解決要領について紙媒体1部、電子媒体1部で取りまとめた上で、令和8年度10月までに提出するものとする。

公募契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

所在地：
会社名：
代表者名：
担当者名：
連絡先：

当社は、中央会計隊公示第k-015号（令和8年9月15日）の下記の件名に関して、提出資料を添えて応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

No. _____ 件 名 : _____

添付書類

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）
- 2 過去5年間の受注実績一覧表
- 3 必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
- 4 本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
- 5 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表